

食品のりの表示に関する公正競争規約施行規則

(定義)

第1条 規約第2条第1項で定める「専ら業務用に販売されるもの」とは、宿泊施設又は料理飲食店名が記載されている他に転売されるおそれがないもののほか、食品のり公正取引協議会が承認したものをいう。

(必要な表示事項)

第2条 規約第3条の表示は、次の各号に定める同条第1項(4)に係る表示のほか、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)及び食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づき表示しなければならない。

- (1) 板のりを内容物とする場合は、板のり枚数で表示すること。ただし、板のり帖数(1帖は10枚とする。)の併記も可とする。
- (2) (1)以外の小袋包装物及びバラ切りを内容物とする場合は、板のり換算で表示することとし、「板のり(又は全型)何枚、何袋詰(1袋量何切、何枚)」、バラ切は「板のり(又は全型)何枚(何切、何枚)」と表示すること。
- (3) 内容量が板のり換算で5枚未満のものについては、「何切何枚」と表示すること。ただし、内容量が板のり換算1枚未満の自動包装物については、この限りでない。
- (4) もみのり、きざみのり等の不型態物についてはグラム単位で表示すること。

(内容量の表示位置及び文字の大きさ)

第3条 規約第3条第1項(4)に係る前条各号の表示は、容器又は包装に表示された商品名、絵などととも容器の表面で同一視野に入る部分(主要部分)にしなければならない。
なお、活字の大きさは「8ポイント」以上とする。

(加工のりの最小規格)

第4条 規約第4条の規定を適正に遵守するため、事業者は、加工のりについては原則として板のりの裁断を12切までとし、1袋あたりの内容量については、次に定めるとおりとする。

- (1) 小袋包装物の1袋の内容量は5枚以上とする。
- (2) 板のり(全型)の1袋の内容量は5枚以上とする。

(過大な包装の禁止)

第5条 規約第6条の規定を適正に遵守するため、事業者は、食品のりの容器・包装等については次の基準によらなければならない。

- (1) かん・びん類のうち不透明容器に挿入する乾燥剤の容量は、当該容器の全容積の6分の1以下でなければならない。
- (2) かん・びん類のうち不透明容器については、その底をあげ中心空洞を作り又は内容物の保護の限度をこえて容器の底、若しくは個々の内容物の間に紙片・木毛などを詰めてはならない。
- (3) かん・びん類のうち透明容器については、その底を乾燥剤の挿入部分として全容積の4分の1以上あげてはならない。
- (4) 丸かん等(不透明容器)の加工のりの内容量については、次のとおりとする。
 - (イ) 小袋包装物の加工のりを内容物とするものにあつては、容積3,000cm³を基準容器とし、これに板のり換算30枚分以上を入れるものとする。
容器の大きさが80cm³増加するごとに、板のり換算1枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 100cm³減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

- (D) 小袋包装物以外の加工のりを内容物とするものにあつては、容積 600cm³ を基準容器とし、これに板のり換算 6.5 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 70cm³ 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 95cm³ 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

- (5)(イ)(a) びん容器(透明容器)の小袋包装物の加工のりの内容量については、縦 13.8 cm 横 13.8 cm 高さ 17.5 cm 容積 3,333cm³ を基準容器とし、これに 12 切 5 枚 50 袋、板のり換算 20.83 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 100cm³ 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 195cm³ 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

- (b) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、前記(a)に準ずる。

- (D)(a) エパック容器(透明容器)の小袋包装物の加工のりの内容量については、縦 14.7 cm 横 14.7 cm 高さ 14.2 cm 容積 3,068cm³ のものを基準容器とし、これに 12 切 5 枚 55 袋、板のり換算 22.92 枚分以上を入れるものとする。

容器の大きさが 90cm³ 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、容器の大きさが 145cm³ 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

- (b) びん容器と同形のエパック容器の内容量は、びん容器の規定に準ずるものとする。

- (c) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、前記(a)に準ずる。

- (6)(イ) 不透明角かんの小袋包装物の加工のりの内容量については、縦 16.8 cm 横 11.3 cm 高さ 20.5 cm 容積 3,892cm³ のものを基準容器とし、これに 12 切 5 枚 80 袋、板のり換算 33.3 枚分以上を入れるものとする。

- (D) 上記基準容器と不透明角かんの内容量は、第 5 条の(4)(イ)に準ずる。

- (ハ) 小袋包装物の加工のり以外の加工のりの内容量は、第 5 条の(4)(D)に準ずる

- (7)(イ) びん入、かん入、エパック容器入り、詰め換えを除く包装袋物の内容量は、1 袋あたり板のり換算 1 枚分以上とする。

- (D) 前記(イ)の包装袋物は、外部から容易に内部を見透かせる部分が当該包装物片面積の 50% 以上であつて、消費者に内容物が実際のものより著しく過大であると誤認されるおそれのない包装でなければならない。ただし、金属箔包装物についてはこの限りでない。

- (ハ) 包装袋物をまとめて販売する際の外袋は、無色透明のフィルムを使用し、中の小袋が全部と小袋の内容量表示が明瞭に見えること。

- (8)(イ) 小袋包装物を内容物とする包装袋物の内容量については、10 袋(1 袋 12 切 5 枚)入りで、1 袋あたり 60cm³ の容積のものを基準包装物とし、これに板のり換算 4.16 枚分以上を入れるものとする。包装物の容積の大きさが 90cm³ 増加するごとに、板のり換算 1 枚分以上の割合で増量しなければならない。

また、包装物の容積の大きさが 120 cm³ 減少するごとに、板のり換算 1 枚分以下の割合で減量することができる。

- (D) 小袋包装物を内容物とする包装袋物の外袋は、第 5 条(7)(ハ)に準ずる。

- (9)(イ) 前号に規定したものの以外のものを内容物とする包装物(もみのり、きざみのり等の不形態物を含む)の容積の最大限度は、内容量を板のりに換算して 5 枚までのものは、1 枚当たり 140cm³、5 枚を越えるものはその越える 1 枚当たり 90cm³ を加算した容積を越えてはならない。

(ロ) 前号に規定したもの以外のものを内容物とする包装袋物の外袋は、第 5 条(7)(ハ)に準ずる。

(規格品マーク)

第 6 条 規約第 5 条に規定する「規格品マーク」の表示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 印刷
- (2) シール
- (3) スタンプ

2 「規格品マーク」の表示は次の図柄をもって行う。

(図柄)

3 「規格品マーク」の大きさは、直径 10mm 以上とするものとする。

4 「規格品マーク」の使用方法等については、公正取引協議会が別に定める細則によるものとする。

附則

この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。